

# 草津市蓄電池等設置費補助金制度のご案内

地球温暖化の防止および災害に強いまちづくりを目指し、スマートエコシティの推進を図ることを目的として、家庭用蓄電池またはV2H(電気自動車等の充電および電気自動車等から分電盤を通じて住宅への電力供給が可能な機器を指します。以下「V2H」という。)の設置を支援します。

## ◆申請できる方

下記の(1)~(4)のすべてに該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 自ら居住する市内の住宅(店舗等併用住宅を含む)に

申請日前6か月以内に下記の家庭用蓄電池またはV2Hを設置した方(※1)

- (3) 市税の滞納がない方
- (4) 過去にこの制度の補助金を受けたことがない方

(補助対象システムの種類に関わらず1世帯につき1台限り)



## ◆申請受付期間

令和元年5月1日(水)~令和2年3月27日(金)の平日

## ◆補助の対象となる補助対象システム

名称	対象機器の要件	補助額(上限10万円)(※2)
家庭用蓄電池	<ol style="list-style-type: none"><li>① 蓄電容量が1kWh以上であること</li><li>② JIS規格または一般社団法人電池工業規格に準拠していること</li><li>③ 定置用リチウムイオン蓄電池であること</li><li>④ 未使用品であること</li></ol>	蓄電容量1kWhあたり3万円 (蓄電容量少数点第一位未満切り捨て)
V2H	<ol style="list-style-type: none"><li>① 次世代自動車充電インフラ整備促進事業の補助対象機器として指定されたものであること(※3)</li><li>② 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること</li><li>③ 未使用品であること</li></ol>	V2H本体の購入費用の10% (設置工事費除く) (千円未満の端数切り捨て)

※1:平成30年11月1日以降で、申請日前6ヶ月以内に設置した補助対象システムが対象

※2:国、県その他団体が支給する補助金と草津市蓄電池等設置費補助金の合計額が本体購入費用を超える場合には、本体購入費用から国、県その他団体が支給する補助金の額を除いた額が対象



※3:一般社団法人次世代自動車振興センターに指定された機器

## ◆申請に必要な書類

下記の(1)~(8)のすべてを提出してください。

- (1) 草津市蓄電池等設置費補助金交付申請書
- (2) 草津市蓄電池等設置報告書(別記様式第1号)



- (3) 補助対象システムの設置の状態を示す下記の写真2枚(専用の台紙に添付)
    - ① 補助対象システムの設置状態を示す全景写真1枚
    - ② 品名番号および製造番号の拡大写真1枚
  - (4) 補助対象システムの仕様が確認できるもの(製品仕様書の写しなどで製造者名、家庭用蓄電池の場合は蓄電容量が確認できるもの)
  - (5) 補助対象システムの購入費用が確認できるもの  
(補助対象システムの領収書の写し、工事請負契約書の写し、売買契約書の写しなど)
  - (6) 補助対象システムの保証書の写し(設置した日付(※4)および販売会社名が記載されているもの)
  - (7) 住民票または住民票記載事項証明書(※5)の原本(世帯主欄に「世帯主」が記載されているもので補助金の交付の申請日前3か月以内に発行されたもの、本籍・個人番号は不要)
  - (8) 市税の納税状況の確認承諾書(様式第2号)
- ※4: 設置した日付は保証書の日付となります。
- ※5: インターネットで「草津市 住民票」と検索または草津市市民課(電話:561-2344)までお問い合わせください。
- ※6: 申請書類は、インターネットで「草津市 蓄電池」と検索しダウンロード、またはくさつエコスタイルプラザ(草津市立クリーンセンター内)でお渡しできます。

### 申請にあたっての注意点

- ☆上記の申請書類をそろえて、機器の**設置完了後**に申請してください。
- ☆**予算がなくなり次第終了**となりますので、設置完了後はすみやかに申請してください。
- ☆様式に決まりがないものは、すべてA4サイズで提出してください。
- ☆書類には押印が必要です。念のため、窓口にお越しの際に**印鑑もご持参**ください。

## ◆申請後の流れ

- (1) 市へ申請に必要な書類をそろえて提出いただきます。  
**●くさつエコスタイルプラザまで提出してください。**  
 ※郵送で提出していただくことが可能です。ただしこの場合、くさつエコスタイルプラザへ到着してから補助要件を満たしているかの確認をすることとなります。補助要件を満たしたことを確認した順に補助金の交付を決定します。(受付期間必着)  
 ↓ 【申請いただいた書類の内容を市で審査します】
- (2) 市より「(交付・不交付)決定通知書」「補助金交付請求書」を申請者に郵送します。  
 ↓
- (3) 市へ補助金交付請求書を提出いただきます。(補助金の振込口座を提出)  
 ↓ 【市から補助金を口座に振り込みます】  
 ↓ (1年後)
- (4) 市から郵送する調査票により実績を報告していただく可能性があります。



<お問い合わせ先・郵送先>

〒525-0043 滋賀県草津市馬場町1200-25

草津市 環境経済部 くさつエコスタイルプラザ(草津市立クリーンセンター内)

TEL: 077-561-6580 (直通) FAX: 077-561-6583

E-mail: ecostyle@city.kusatsu.lg.jp